

令和4年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金(老人保健健康増進等事業)

地域包括ケアシステムの構築に向けた  
取組状況の評価指標に関する調査研究事業

報告書

令和5年3月

株式会社 日本総合研究所



# 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組状況の 評価指標に関する調査研究事業 報告書

## 目 次

<b>I. 事業概要</b> .....	<b>1</b>
1. 本調査研究事業の背景と目的 .....	2
(1) 本調査研究事業の背景 .....	2
地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取り組み .....	2
地域のビジョン（目指す姿）に照らした検討の必要性 .....	5
令和3年度調査研究事業での検討結果 .....	5
「介護保険制度の見直しに関する意見」での言及 .....	7
(2) 本調査研究事業の目的 .....	7
2. 事業内容 .....	8
(1) 実施内容 .....	8
参考となる指標とデータの整理、見直し .....	8
モデル自治体での検証 .....	8
自己点検ツール（手引き）のブラッシュアップ .....	9
自治体職員向け普及 .....	9
関連する他の取り組みとの連携 .....	9
(2) 実施スケジュール .....	9
(3) 検討体制 .....	10
<b>II. 実施結果</b> .....	<b>11</b>
1. 実施結果 .....	12
(1) 参考となる指標とデータの整理 .....	12
(2) モデル自治体での検証 .....	13
モデル自治体における試行検証での検証項目 .....	15
(3) 点検ツール（手引き）のブラッシュアップ .....	16
(4) 自治体職員向け普及 .....	20
2. 今後の課題 .....	21
①第9期介護保険事業計画での活用に向けた自治体及び都道府県での取り組みの支援 .....	21
②本ツールの活用状況あるいは活用例の把握 .....	21
③モデル事業実施地域における本ツールを活用結果の継続的な把握 .....	21



# I. 事業概要

# 1. 本調査研究事業の背景と目的

## (1) 本調査研究事業の背景

### 地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取り組み

「地域包括ケアシステム」は、地域包括ケア研究会での議論を中心にとりまとめられた、介護・医療を中核に、利用者中心で統合的、効果的、効率的にサービスを提供する地域単位の体制である。

世界に例を見ないスピードで高齢化が進む我が国では、医療や介護の需要が、さらに増加していくことが見込まれており、団塊の世代（1947～49 年生まれ）が全員後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年度を目標年度として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取り組みが進められてきた。

図表 1 地域包括ケアシステムの根拠

#### ○介護保険法 第5条第3項（地域包括ケアの理念規定）

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る①保健医療サービス及び②福祉サービスに関する施策、③要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに④地域における自立した日常生活の支援のための施策を、①医療及び⑤居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

#### ○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第2条（定義）

この法律において、「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、④住まい及び⑤自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

2025 年が直前に迫るとともに、団塊ジュニア世代（1971～74 年生まれ）が全員高齢者（65 歳以上）となる 2040 年も徐々に近づいている中、まずは、2023 年介護保険法改正や、2024 年介護報酬改定及び各地域における第 9 期介護保険事業計画の策定に当たっては、2025 年や 2040 年において達成すべき「地域包括ケアシステム」の構築状況を評価し、その達成状況を明らかにする必要がある。

地域ケアシステムの構築状況やその運用に関連する指標としては、次図表に示すようないくつかの指標・データが策定、運用されている。



図表 2 既存の評価指標の概要及び関連法令

	保険者機能評価指標	地域包括ケア「見える化」システム	地域包括支援センター評価指標
概要	<p>○ 平成 29 年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PCCA サイクルによる取組を制度化。</p> <p>○ この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設。</p> <p>○ 令和 2 年度には、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化。</p>	<p>○ 平成 29 年地域包括ケア強化法において、保険者機能の強化に関する法的枠組みが整備され、これに関連して、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実効を総合的に支援するための情報システムとして「見える化」システムが整備された。</p> <p>○ その目的は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする</li> <li>・ 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする</li> <li>・ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる</li> </ul>	<p>○ 平成 29 年地域包括ケア強化法において、地域包括支援センターの機能強化の観点から、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、<b>地域包括支援センター設置者及び市町村による評価を行うことを義務化（努力義務から義務化）</b>するとともに、それに基づいた適切な人員体制の確保など、必要な措置を講じなければならないこととされた。</p> <p>○ 具体的には、国が全国統一の評価指標を定め、①センターが「地域包括支援センター評価指標」に基づき自己評価を行い、②市町村が「市町村評価指標」に基づきセンターの評価を行うことを義務化。</p> <p>○ 評価結果については、以下に活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務チェックリストとしての活用：業務の実施体制や実施状況について網羅的に評価。</li> <li>・ チャート化による取組の見える化：全国と比較。</li> <li>・ 市町村と地域包括支援センターの評価結果の比較による業務分析：評価結果に相違がある場合はその解消に向けた方策を検討・実施。</li> </ul>
関連法令	<p>○ 介護保険法</p> <p>第 122 条の 3 国は、前二条に定めるもののほか、<b>市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援</b>するため、政令で定めるところにより、<b>市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付</b>する。</p> <p>2 国は、都道府県による第二百十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業に係る取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、<b>予算の範囲内において、交付金を交付</b>する。</p>	<p>○ 介護保険法</p> <p>第 118 条の 2 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「<b>介護保険等関連情報</b>」という。）について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○ 介護保険法</p> <p>第 115 条の 46</p> <p>4 <b>地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと</b>その他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。</p> <p>9 <b>市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うこと</b>とともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の<b>必要な措置を講じなければならない</b>。</p>
公表方法	<p>○ ホームページにおいて、令和 3 年 3 月から、市町村分、都道府県分の評価結果（総点数、大きなカテゴリの獲得点数）を公表済（平成 30 年度～令和 3 年度分）</p>	<p>○ 申請をすれば、パスワードが送付され、HP で全国平均や各市の状況を見ることができる。</p>	<p>○ HP 等で個別自治体名や評価結果などは公表せず。</p> <p>○ 各自治体における評価の結果を厚生労働省において集計し、全国の状況をチャート化したものを自治体宛情報提供。各市町村、各センターで比較可能（セルフ点検のみ）。</p>

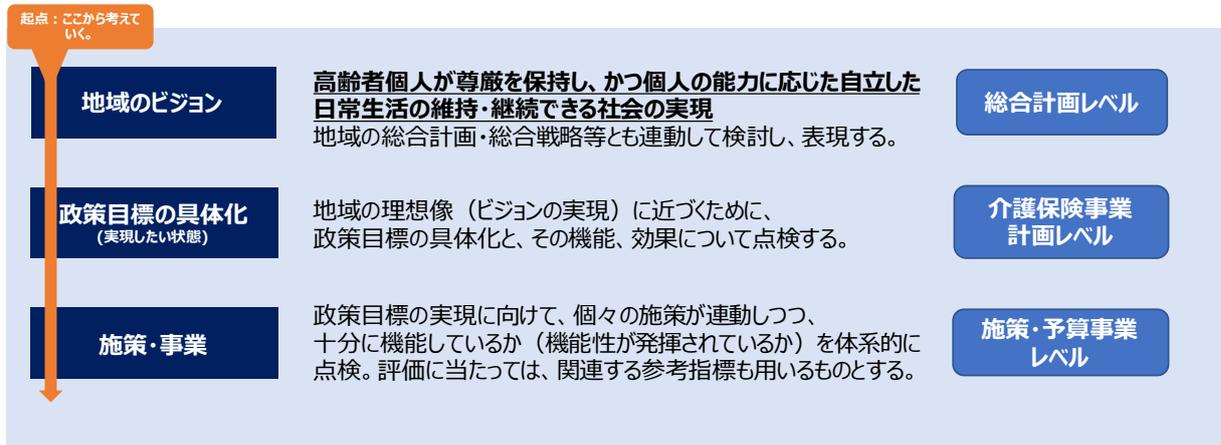
一方で、先に述べたように、2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの推進・深化を見据え、各地域が自らの地域にとって何が必要かを振り返り、その地域ごとの課題を把握して次の展開を組み立てていくための指標は、単なるインプットの積み上げとにならないよう、自治体のマネジメント視点を向上させるための気づきを与えるものとして設計する必要がある。

## 地域のビジョン(目指す姿)に照らした検討の必要性

これまで、高齢者・介護部局が中心となって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが行われてきた。しかし、これからの少子高齢化のさらなる進展や地域ごとの事情も踏まえると、各分野・領域を超えて共有できるよう、全体最適化の観点から機能性を高める取り組みが不可欠である。

もとより地域包括ケアシステムを構成する社会資源や体制等は、それらが相互に連携することで大きな効果が期待されるものである。地域包括ケアシステム構築の節目となる2025年を迎えようとする現在、「わがまちの地域包括ケアシステムとは」を改めて見直し、地域のビジョンや目標を再度明確化する必要がある。

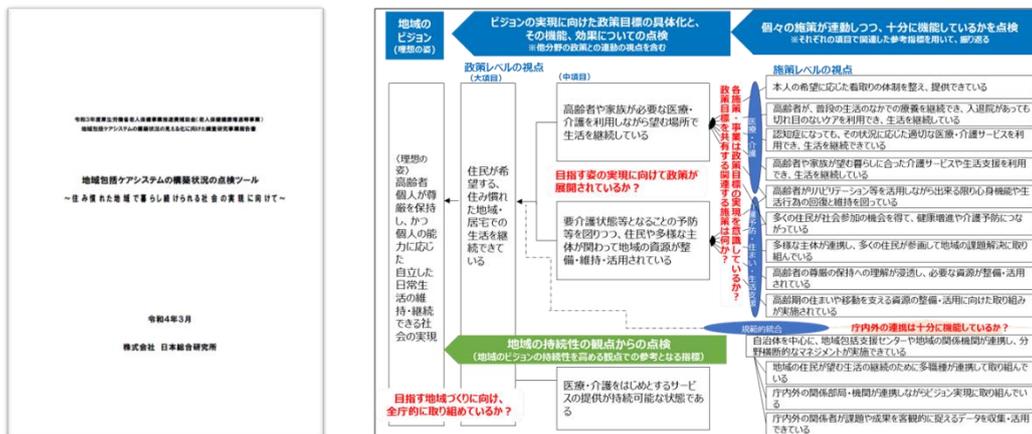
図表 3 地域のビジョンに照らした点検の基本的な考え方



## 令和3年度調査研究事業での検討結果

前述の背景を踏まえ、地域のビジョンの実現に向け、地域包括ケアシステムの構築がどの程度進展しているか、これからの地域の政策・施策で取り組むべき課題は何かを、自治体が点検するための視点やその参考となる指標・データ等を取りまとめた「自己点検ツール」を取りまとめた。

図表 4 令和3年度調査研究事業とりまとめ



令和 3 年度にとりまとめた点検ツールの枠組みは、目標に対して手段が合っているか、手段が十分な効果をあげているかを、フルセット主義に基づく施策のチェックリストではなく、機能性の観点で点検するものである。

つまり、この点検ツールは、各市町村が、地域包括ケアシステムの構築という「目標」の達成に向けて、介護・福祉分野やそれ以外の資源を活用した施策という「手段」が十分な効果をあげているかを、できる限り客観的な指標も参照しつつ点検することを目的としている。

地域資源は有限であることから、この点検ツールは、評価指標の全ての項目が満たされているかを見るためのものとして設計したものではない。同様に、介護保険分野の資源の整備状況の多寡の確認を直接の目的としたものでもない。

本ツールは、「地域のビジョン」（＝高齢者個人が尊厳を保持し、かつ個人の能力に応じた自立した日常生活の維持・継続できる社会の実現）という「目標」の実現に向けて、その下位に位置付けられた施策や事業という「手段」による取組が十分に成果を挙げ、貢献しているかを振り返り、施策や事業について取り組むべき課題を明らかにしたり、優先順位を検討する際の視点を提供したりすることをねらいとしている。つまり、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった個別の施策に位置付けられた事業取組が十分に連携され、「機能性」（＝目標とすべき状態の実現に資するように機能しているか）の観点から、施策の展開をより効果的なものとするための考え方の点検に役立ててもらうことをねらいとした。

したがって、点検の結果、成果が出ていない、成果に貢献しない施策等は、優先的に見直すことが必要。同じ成果を挙げることを目的とした手段の中で、より効率性の高い取組に重点化することも考えられる。

## 「介護保険制度の見直しに関する意見」での言及

地域包括ケアシステムの構築状況を自治体ごとに点検を実施することについて、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）においても、次図表に示す通り言及された。

図表 5 「介護保険制度の見直しに関する意見」での自治体における点検の言及

<p>介護保険制度の見直しに関する意見</p> <p>令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会</p>	<p>3. 保険者機能の強化</p> <p>(地域包括ケアシステムの構築に向けた保険者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 今後、各保険者において、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、更なる取組を進めることができるよう、保険者（市区町村）がその構築状況について自己点検することを進めることとし、その参考となる手法を国が例示することが適当である。</li><li>○ 来年度の第9期介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、各保険者（市区町村）が地域包括ケアシステムの構築状況の自己点検を実施することにより、その結果を計画に反映できるよう、国として支援することが適当である。</li><li>○ こうした自己点検を行う際には、①自治体の住民の参加、②既存の取組における指標等の最大限の活用、③地域の規模、体制等に応じた複数の方策の提示、④都道府県や地方厚生局の役割といった視点を考慮することが適当である。</li></ul>
---	--

（資料）社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）より

## (2)本調査研究事業の目的

前述した背景、および令和3年度調査研究事業の成果等を踏まえ、本調査研究事業は、第9期介護保険事業計画の策定に際して、各自治体において「地域のビジョンを起点とした施策・事業の点検を実施できる」ようにすることをねらいとし、令和3年度にとりまとめた点検ツールのブラッシュアップと公表・周知を目的として実施した。

具体的には、関連する指標・データ類の整理を行うとともに、規模の異なる自治体における点検ツールを用いた点検のモデル事業の実施とその結果を踏まえた点検ツールをブラッシュアップを実施し、その結果を踏まえて自治体向けの普及用の説明資料や解説動画等の制作等を実施した。

## 2. 事業内容

### (1)実施内容

本調査研究事業では前述した目的に向けて以下の内容を実施した。各取り組み内容の概要は後述の通りである。

**ゴール： 自治体において自己点検を実施できるようにすること**

- (1) 参考となる指標とデータの整理、見直し
- (2) モデル自治体での検証（11地域）
- (3) 自己点検ツール（手引き）のブラッシュアップ
- (4) 自治体職員向け普及（説明資料の制作・公開等）
- (5) 関連する他の取り組みとの連携

#### 参考となる指標とデータの整理、見直し

自治体における点検に際して活用可能な指標やデータとして既に公表されているものを最新のものに合わせて整理し、令和3年度の調査研究事業で策定した枠組みに関連付けて一覧化した。

#### モデル自治体での検証

点検ツールを各自治体において活用しやすいものとするため、令和3年度にとりまとめた枠組みを踏まえて規模の異なるいくつかの自治体での試行・検証を実施した。モデル自治体の選定にあたっては広く自治体向けの説明会を開催し公募方式で選定したが、自治体規模や地域の分布を考慮し、さらに追加選定も実施した。結果的に、本年度調査研究事業では11地域を対象とした試行検証を実施した。

自治体での試行検証は説明会を除いて3回の打合せを通じて、各自治体で点検ツールを試行的に使ってもらいつつ、使いにくい点や改善すべき点等の聞き取りを行うとともに、各自治体での点検経過に関するディスカッションを通じて各自治体におけるこれまでの地域包括ケアシステムの構築状況の振り返りを先行的に実施する支援を行った。

## 自己点検ツール(手引き)のブラッシュアップ

前項のモデル自治体での試行検証結果を踏まえ、令和3年度調査研究事業でとりまとめた点検ツールをブラッシュアップするとともに、試行検証で得られた各地域の実証例や困難であるポイントを踏まえて手引きのブラッシュアップを行った。

## 自治体職員向け普及

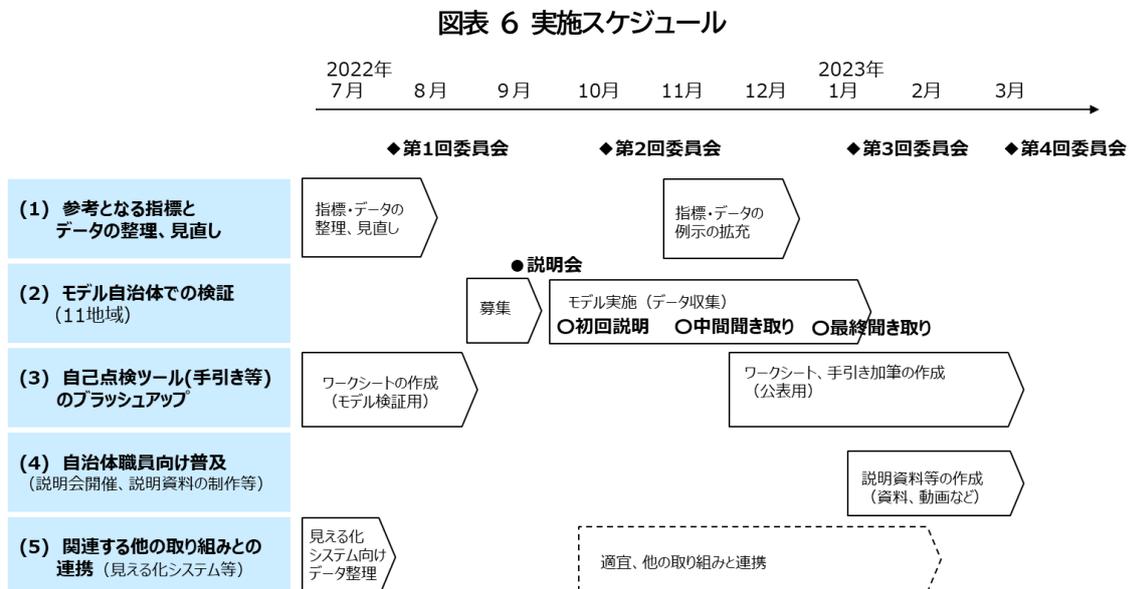
ブラッシュアップした結果を踏まえ、自治体職員向けの情報提供として本ツールの基本的な考え方等を解説する資料(概要版の説明資料および解説動画)を制作した。また、こうした情報については全国課長会議の開催に合わせて、検討段階の案(プレ・リリース版)として年度末を待たずに各自治体への情報提供を行った。

## 関連する他の取り組みとの連携

本調査研究事業と関連する他の事業(老健事業において実施される自治体における地域包括ケアシステムの推進・深化を支援する取り組み)との連携を図るため、本点検ツールについて情報提供を行う等の連携を実施した。

## (2)実施スケジュール

本調査研究事業の実施スケジュールは以下の通りである。



### (3)検討体制

本調査研究事業における検討をより効果的なものとするため、以下に示す通り学識経験者や自治体職員で構成する検討委員会を設置し、検討を実施した。

図表 7 検討委員会構成員

氏名（敬称略）	所属・肩書
川越 雅弘	埼玉県立大学保健医療福祉学研究科 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学社会科学研究科教授
岩名 礼介	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 部長
増廣 典子	広島県 地域共生社会推進課 課長
篠田 浩	大垣市 社会福祉課 課長
石井 義恭	白杵市 高齢者支援課 地域共生担当 併任 市福祉事務所高齢者支援課

## Ⅱ.実施結果

# 1. 実施結果

## (1) 参考となる指標とデータの整理

令和3年度にとりまとめた「手引き」に掲載した指標とデータを中心に、自治体が利用可能なデータとその出典を整理して一覧化した。

本整理結果については、関連する他の事業でも活用が見込まれたため、厚生労働省老健局内でも共有するとともに、後述するモデル検証自治体にも提供した。

図表 8 参考となる指標とデータの一覧(抜粋)

※詳細は巻末資料参照

No.	分類	視点	指標(例)	定義	出所	備考	
1	政策レベル (大目標)	住民が希望する、住み慣れた地域・居宅での生活が継続できている	要介護2までの方の在宅療養率	75歳以上の方(自立及び要支援1～要介護2の認定者数)のうち、在宅で暮らしている人(特別養護老人ホーム(特別)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設の入所者、住所地特例対象者以外)の割合	・認定者数、各サービス利用者数：介護保険事業状況報告 ・75歳以上の高齢者数：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数	・地域包括ケア見える化システムで利用可能	
2			要介護3以上の方の在宅(又は地域での暮らし)療養率	要介護3以上のうち、在宅で暮らしている人(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設の入所者、住所地特例対象者以外)の割合	認定者数、各サービス利用者数：介護保険事業状況報告	・地域包括ケア見える化システムで利用可能 ・離島等においては地域での暮らしの継続という観点から、島内の特養等を分子に入れてよい	
3			65歳未満を含めた地域での暮らしの継続意向	65歳未満を含めた住民のうち、将来も地域で暮らし続けたいと思う人の割合			・別途独自調査が必要
4	政策レベル (中目標)	高齢者や家族が必要な医療・介護を利用しながら望む場所で生活を継続している	看取り00場所別看取り件数	65歳以上の方の看取りの場所(自宅、老人ホーム、介護医療院・介護老人保健施設、診療所、病院、その他)ごとの看取り件数	死亡場所：人口動態調査(主な死因別にみた性・死亡の場所・年齢(特定階級)別死亡数及び自比率)	・看取りの加算の算定件数を参考にして補正をかけてよい	
5			一定期間における、要介護認定者の平均要介護度の変化率	2020年1月→2021年1月における要介護認定者の平均要介護度の変化率	保険者機能評価Ⅱ(7)①②		
6			在宅の要介護者のうち入所する可能性が大きい者の割合	要介護認定者で在宅で暮らしている人(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設の入所者、住所地特例対象者以外)のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人」の割合	認定者数、各サービス利用者数：介護保険事業状況報告 ・「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人」の人数：在宅生活改善調査(三夏LIFサーベイ&エンカレッジ)が2018年度に作成した「介護保険事業計画における施設入所のための手引き」にて提示)	・調査票・自動集計分析ソフトは下記からダウンロード可能だが、保険者自身での調査実施が必要 <a href="https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_06.html">https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_06.html</a>	
7			要介護状態等となるまでの予防等も関わった住居や多様な主体が関わって地域の資源が整備・維持・活用されている	一定期間における、要介護認定者の平均要介護度の変化率	2020年1月→2021年1月における要介護認定者の平均要介護度の変化率	保険者機能評価Ⅱ(7)①②	
8			要介護リスクの高い高齢者の割合	65歳以上の方のうち、要支援1・2の認定者及び「基本チェックリスト」で事業対象者と判断された人の割合	認定者数：介護保険事業状況報告 ・「基本チェックリスト」で事業対象者と判断された人 ※「介護予防・日常生活圏域一斉調査」結果を活用する	※データ登録していないは地域包括ケア見える化システムで利用可能？	
9	地域での活動への参加状況	地域での活動への参加状況	65歳以上の方のうち、地域での活動(ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループ・アテンド、趣味関係のグループ、学習・教養サークル、介護予防のための集いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事)に1年以上参加している人の割合	地域での活動への参加状況：介護予防・日常生活圏域一斉調査	・他の活動の参加頻度を回答する形式のため、いずれか1つの会・グループに参加している人の割合を特別集計する必要がある。 ※データ登録していないは地域包括ケア見える化システムで利用可能？		
10	地域の持続性	医療・介護をはじめとするサービスの提供が持続可能な状態である	要介護高齢者一人当たり医療費用+介護費用(+地域支援事業費)の伸び率	被保険者一人当たり医療費+介護費(+地域支援事業費)の伸び率	・医療費：医療保険データベース(医療費の地域差分析) ・介護費：介護給付費等実態統計 ・地域支援事業費：介護給付費等実態統計		
11	健康寿命延伸の実現状況	健康寿命延伸の実現状況	要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況	要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況	保険者機能評価Ⅱ(7)③		
12			65歳以上の年齢階級別の要介護認定率の変化(少なくとも2021年度を含む2時点以上 ※コ-ホートの比較ではなく各年度における統計値の比較が良い)	65歳以上の年齢階級別の要介護認定率の変化(少なくとも2021年度を含む2時点以上 ※コ-ホートの比較ではなく各年度における統計値の比較が良い)	介護給付費等実態調査	※地域包括ケア見える化システムで利用可能か要確認	
13			初回認定時の年齢	初回認定時の平均年齢(10月～翌年9月の1年間)	要介護認定調査		

## (2)モデル自治体での検証

第9期介護保険事業(支援)計画の策定に向けて各自治体で活用しうる点検ツールを完成させるため、ツール類(手引きやワークシート等)の案の妥当性を検証し、改善すべき点を明らかにすることを目的とした。具体的には次図表に示すような手順およびスケジュールで実施した。

図表 9 モデル自治体での検証 実施手順

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検ツールの完成に向けて、ツール類（手引きやワークシート等）の妥当性を検証し、改善すべき点を明らかにすること</li> </ul>
実施事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>事務局が提供する下記ツールを利用して、地域の取り組みについて自己点検を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>＜ツール類＞</li> <li>1. 手引き <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度策定版に若干の改訂を施したもの</li> </ul> </li> <li>2. 自己点検ワークシート <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策ごとに点検の視点や関連するデータを記載するもの</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>打合せ（3回程度）でツールの効果・課題を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時は実施方法の説明、中間と最終は改善点を確認する。</li> </ul> </li> <li>検討結果として「自己点検ワークシート」を回収する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容を個別に公表しないが、ツール類の検証材料として活用する。</li> </ul> </li> </ol>

図表 10 モデル自治体での検証 実施スケジュール

	スケジュール	モデル自治体での実施事項	事務局の関わり等
9月1日(木)	モデル検証の実施に関する 説明会（オンライン）	✓ モデル検証への参加の検討 ⇒お申込のご提出	・ 説明会開催 （オンライン）
9月20日(月)	モデル検証参加希望メ切 ⇒モデル検証実施先決定	✓ 自己点検の実施体制 （参加メンバー）の検討・設定	・ 実施先決定
9月下旬～	初回打合せ （点検の進め方の説明・確認）	✓ 初回打合せへの参加	・ 初回打合せ参加
11月上旬～	中間打合せ （ツール類の改善点の聞き取り）	✓ 自己点検の実施 ※11月末までを目途に継続して実施 ・ ワークシートを利用してデータの 収集、検討、とりまとめ ・ 自己点検に必要な追加の情 報収集・整理（定量/定性）	・ 中間打合せ参加
12月上旬～	最終打合せ （ツール類の改善点の聞き取り）	✓ 中間打合せへの参加  ✓ 最終打合せへの参加	・ 最終打合せ参加  ・ 検証結果とりまとめ

モデル自治体を募集するため、および令和3年度にとりまとめた点検ツールの基本的な考え方を紹介するためのオンライン説明会は、以下に示すとおり実施した。

説明会の開催通知はワンバブリックを活用して説明会開催を告知し、リアルタイムでは127名が参加した。また同日に視聴できなかった自治体向けに、後日アーカイブ配信も実施した。

図表 11 自治体向け説明会 概要

項目	内容
日時	令和4年9月1日（木）13:30～15:30
開催方法	オンライン（Zoomウェビナー）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業マネジメントの基本的考え方と進め方 埼玉県立大学大学院研究科／研究開発センター 教授 川越 雅弘氏</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築と深化 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 認知症総合戦略企画官 (併任) 地域づくり推進室長 和田 幸典氏</li> <li>・ 「地域包括ケアシステム構築状況点検ツール」の概要 日本総合研究所 創発戦略センター シニアマネジャー 齊木 大</li> </ul>
参加者数	127名
後日配信	日本総合研究所YouTubeに限定公開 (地域包括ケアシステム構築状況「自己点検ツール」活用セミナー～地域のビジョンに基づいた効果的な振り返りのためのヒント～)

こうした募集の結果、本年度の調査研究事業でモデル自治体となったのは以下の11自治体である。

	人口※	自治体	本件担当者の所属先
1	9,999	青森県六ヶ所村	福祉課 介護・障がいグループ
2	17,301	青森県南部町	福祉介護課 介護保険班
3	23,845	宮城県美里町	長寿支援課
4	75,123	福島県須賀川市	市民福祉部 長寿福祉課 介護予防推進係
5	77,720	埼玉県本庄市	介護保険課 高齢者包括支援係
6	496,899	千葉県松戸市	福祉長寿部 高齢者支援課長
7	392,817	神奈川県横須賀市	民生局 福祉こども部 介護保険課
8	689,079	静岡県静岡市	保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部
9	47,880	静岡県菊川市	健康福祉部 長寿介護課
10	213,008	広島県呉市	高齢者支援課 地域包括ケアグループ
11	162,544	宮崎県都城市	介護保険課

※令和4年1月1日住民基本台帳人口

## モデル自治体における試行検証での検証項目

モデル自治体における試行検証では、計 3 回の自治体との打合せを実施したが、そのうち 2～3 回目では各地域での試行検証の状況を聞き取るとともに、本ツールのブラッシュアップに向けた改善点や要望を把握するため、次図表に示す項目でヒアリングを実施した。

なお、各自治体における地域包括ケアシステムの構築状況やその点検に際しての課題は、その地域のそれまでの取り組みの経緯や、各地域の地域資源等の特性、さらに各自治体組織の特徴や課題等も大きく影響すると考えられたことから、各地域における地域の特性や自治体組織の組織的な課題についても併せて聞き取りを実施した。

図表 12 モデル自治体へのヒアリング項目

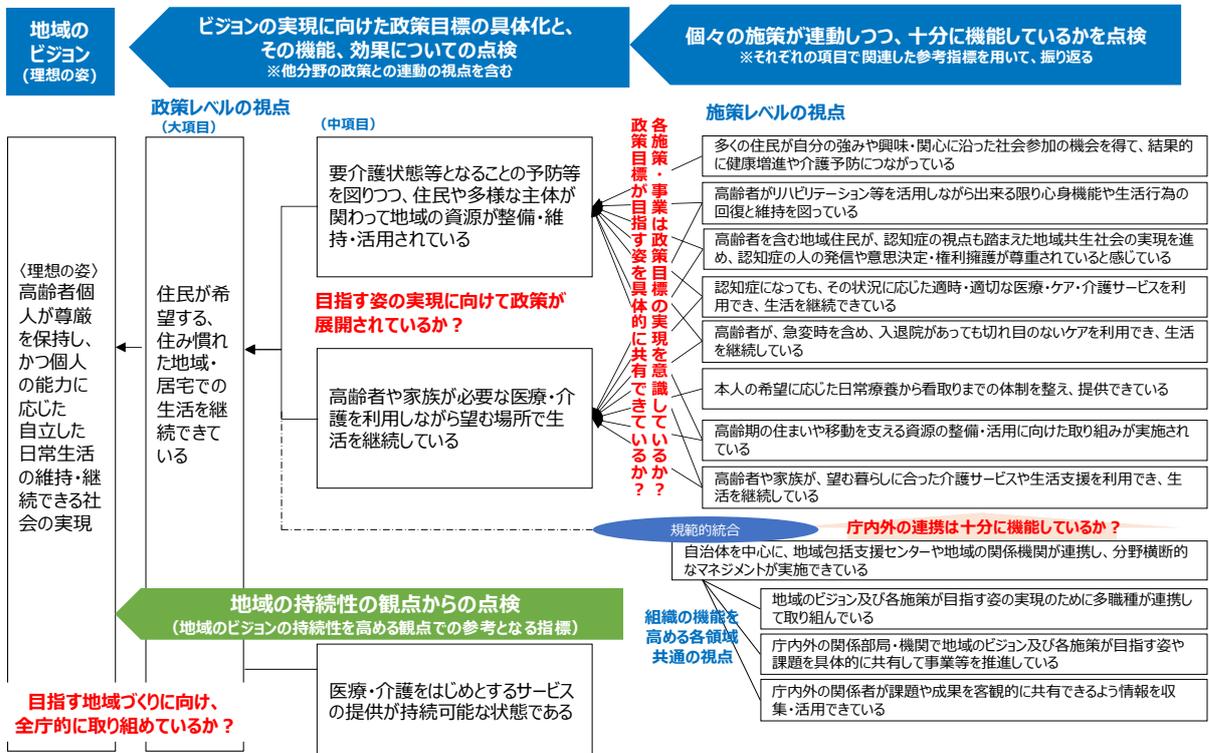
<p><b>1. 地域包括ケアシステムの構築に関する現在の実施体制</b> ※事前に公表資料確認のうえ聞き取り</p> <p>① 介護保険事業計画以外の関連する諸計画（特に、自治体独自に策定しているものがあれば確認）</p> <p>② 地域包括ケアシステムの構築に現在関わっている組織</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織構造と主な役割分掌</li><li>・ 担当の有無および担当者の所属（特に、介護保険事業計画担当、保険者機能評価担当、複数の課をまたがる調整の担当、地域包括ケア推進会議（地域課題を議論するもの）担当、について聞く）</li></ul> <p><b>2. ワークシートを活用した点検の効果と課題</b> ※事前に提出いただくワークシートも確認して聞き取り</p> <p>① まず実施することとして選んだ「施策レベルの視点」と、その理由</p> <p>② ワークシートを活用した点検をやってみての効果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 点検を進めてみて感じたこと、ワークシート等の改善要望など</li><li>・ 関連するデータの探索・利用に関する課題、改善要望など</li></ul> <p><b>3. 機能性の向上に向けた今後の組織的な課題（仕組みと機能）</b></p> <p>① 今回の点検のような「施策・事業をまたがる機能性の視点での点検」を実施に関連しうる仕組みと機能の有無</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁内複数課をまたがる庁内の会議体の有無（庁内連携会議など）</li><li>・ 外部を含む会議体の有無、そこでの検討内容</li></ul> <p>② 実質的な意思決定過程</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の点検のような振り返りを確定させるとしたら、誰が意思決定者となるか</li><li>・ 仮に、今回の点検を踏まえて施策・事業の見直しを進めるとしたら、誰が新しい施策・事業の意思決定者となるか</li><li>・ 上記の意思決定を進めるために、どのような事前準備が想定されるか（例えば、庁内会議で諮る、関係課の課長に事前説明するなど）</li><li>・ 上記の意思決定を進めるうえで、庁外のステークホルダーがどの程度関与すると想定されるか</li></ul>
---

### (3)点検ツール(手引き)のブラッシュアップ

前項のモデル自治体における試行検証結果を踏まえ、令和3年度に策定した点検ツールのブラッシュアップを実施した。主な改定ポイントは以下の通りである。また、改定した点検ツールおよび手引きは巻末資料に示す通りである。

図表 13 点検ツールおよび手引きの修正事項のまとめ

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「自己点検」の名称を改める（シート活用が任意だとしても、ある程度しっかりと使ってもらうよう指示するニュアンスの確保）かつ、何らか成熟段階を示し、「現時点案で構わない（道筋が見えていればOK）」とのメッセージを示す</li> </ul>	
自己点検ツール (ワークシート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シート構成の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「施策別の視点」の各シートに加えて、分野別ではなく点検全体をまとめる総括シートを追加する</li> <li>✓ 「認知症」「尊厳の保持」の位置づけ等、モデル自治体と委員会ご意見を踏まえて再整理する</li> </ul> </li> <li>○シートの項目のブラッシュアップ           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現在実施している取り組みの成果も棚卸できるように欄を追加する</li> <li>✓ 「知りたいこと」（欲しいデータのリスト）の置き場所を修正する</li> <li>✓ 総括評価（4段階評価）および個別設問の表現をシートごとに（領域に合わせて）修正する</li> </ul> </li> <li>○ファイル仕様の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 文字編集がしやすいようなファイル仕様に見直す</li> </ul> </li> </ul>	
手引き	概要資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ツールを解説する分かりやすい概要資料の作成           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ツールの概要と使い方を解説する資料として作成する（※自治体の担当者がさっと一読できる程度のもとする）</li> <li>✓ ツールを記入した後のアクションをガイドする内容を含める（点検の進め方、迷ったときのガイド、記入後のアクションなど）</li> <li>✓ 組織と人の成熟段階に応じて評価や検討結果も変わり得ることを示しておく</li> <li>✓ 都道府県の役割への期待を何らか示す</li> </ul> </li> </ul>
	手引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要因や指標の設定例（事例）の追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 要因や指標の設定例を追加記載する（※活用可能な指標・データの参照や分析方法についての解説も適宜追加）</li> </ul> </li> <li>○検討の進め方および検討結果の気づきを加筆           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ モデル事業を踏まえた進め方の例示、検討の結果「こう気づき（悩み）があったら、こうアクションしてみる」を示す</li> </ul> </li> <li>○既存の手引き類への参照を加筆           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ これまでに厚生労働省から示されている（老健事業成果を含む）手引きやガイドライン類への参照（リンク）を加筆する</li> </ul> </li> </ul>



見直し後の各視点とその概要は以下の通り。

1	視点略称	視点	概要
	社会参加・介護予防	多くの住民が自分の強みや興味・関心に沿った社会参加の機会を得て、結果的に健康増進や介護予防につながっている	<p>地域に暮らす高齢者が望む生活の実現とともに、地域の新たな課題を捉えその解決に多くの力を結集していくためには、高齢者を含む地域住民の強みや興味・関心を活かした社会参加の充実が大切です。</p> <p>また社会参加の機会を増やしたり維持したりすることは、結果的に健康増進や介護予防にもつながることが期待できます。</p> <p>高齢者の強みや興味・関心に着目して、多様な社会参加の機会が提供され、結果的に健康増進や介護予防につながるよう、自地域での目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。</p>
	多職種連携・リハビリテーション	高齢者がリハビリテーション等を活用しながら出来る限り心身機能や生活行為の回復と維持を図っている	<p>多職種が連携した効果的な介護予防やリハビリテーションを活用することで、高齢期のフレイルの進行を抑えたり、入退院があっても継続して状態を維持したり悪化を予防したりすることが期待できます。</p> <p>地域ならではの暮らし方や資源の状況を踏まえた介護予防やリハビリテーションを利用しやすくなっているかについて、自地域で目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。</p>
	共生社会づくり	高齢者を含む地域住民が、認知症の視点も踏まえた地域共生社会の実現を進め、認知症の人の発信や意思決定・権利擁護が尊重されていると感じている	<p>認知症の人を含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形で同じ社会の一員として地域をともに創っていけるようにするためには、地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の人本人からの発信機会を増やすような普及啓発の取り組みが期待されます。</p> <p>また、認知症の人の尊厳を保持し、意思決定・権利擁護を支えることができるよう、意思決定ガイドラインの普及や成年後見制度の利用促進等の取り組みも期待されます。</p> <p>自地域における認知症の観点も踏まえた地域共生社会の実現、普及啓発や意思決定・権利擁護支援に関する</p>

			地域の実態を踏まえ、これからの高齢者や世帯の変化を見通したうえでの取り組みの課題を確認し、それに各事業等がどう対応しているかを点検します。
4	認知症ケア	認知症になっても、その状況に応じた適時・適切な医療・ケア・介護サービスを利用でき、生活を継続できている	認知症になっても地域での暮らしを続けられるようにするには、初期段階から容態と状況の変化を見ながら医療・介護が伴走し、周りの人も関わりながら、容態の変化に応じた全ての期間に連続して支援できる体制づくりが重要です。 早期発見・早期対応をはじめ認知症に対応できる医療・介護などの体制の構築と周知、介護サービスにおける認知症対応能力向上、介護者の負担軽減、さらにそうした地域資源も生かした地域の体制構築への本人や家族、住民の理解促進といった観点から、自地域が目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。
5	入退院時連携	高齢者が、急変時を含め、入退院があっても切れ目のないケアを利用でき、生活を継続している	高齢期は日常生活で医療・介護を必要としたり、あるいは状態が急変して入退院が必要になったりします。日常の療養をはじめ、急変時の対応と入退院時にも、情報共有や計画作成が円滑に行われているかについて、自地域で目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。
6	日常療養・看取り	本人の希望に応じた日常療養から看取りまでの体制を整え、提供できている	人生の最終段階において望む場所で看取りが行えるように、日常の療養支援の段階から連続的に医療と介護が密に連携して支援する必要があります。 医療と介護関係者で本人の意思を共有し、状況が刻々と変わる中でも円滑な連携が行われているかについて、自地域で目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。
7	住まい・移動	高齢期の住まいや移動を支える資源の整備・活用に向けた取り組みが実施されている	高齢者の地域での継続的な暮らしを実現するには、住まいや移動を支えるサービスの整備と活用も重要です。そのためには、高齢者介護部局だけでなく、関連する部局等との連携を深め、全庁的な地域づくりへの取り組みが期待されます。 自地域の高齢者の暮らしの継続を実現するうえでの住まいや移動に関する課題を把握するとともに、その解

			決に向けた取り組みがどう対応しているか、関連する部局との連携が機能しているかを点検します。
8	サービス整備	高齢者や家族が、望む暮らしに合った介護サービスや生活支援を利用でき、生活を継続している	高齢者や家族が望む暮らしの継続を実現するには、個別のニーズに応じた介護サービスや生活支援等をうまく組み合わせ、利用できるようにする必要があります。 介護サービスをはじめ多様な生活支援等を利用できるようになっているかについて、自地域で目指す姿を具体的に共有し、現在の課題とそれに各事業等がどう対応しているかを点検します。

なお、令和3年度のとりまとめで「規範的統合」の視点として示した以下については、試行検証結果を踏まえ、個別シートは設けず各シートに共通の視点として盛り込んだ。各視点の概要は以下の通り。

視点略称	視点	概要	
9	多職種連携	地域のビジョン及び各施策が目指す姿の実現のために多職種が連携して取り組んでいる	地域のビジョンや各施策が目指す姿の実現に向け、限られた地域資源を最大限活用し、事業等の連携の機能性を高めるには、医療・介護サービス等に関わる多職種が連携して事業等を推進しやすくする取り組みが期待されます。 医療・介護サービス等に関わる多職種の間で、各施策が目指す姿や課題を具体的に共有し、相互の連携をより良くするための取り組みが機能しているかを点検します。
10	庁内外連携	庁内外の関係部局・機関で地域のビジョン及び各施策が目指す姿や課題を具体的に共有して事業等を推進している	目指す姿の実現に向けた取り組みには医療介護福祉の関連部局だけでなく、より幅広く庁内外のさまざまな関係部局・機関と連携した取り組みが必要です。 地域のビジョンや各施策が目指す姿を共有し、地域の強みを生かしつつ、関係する事業が連携して取り組みを推進したり見直したりする取り組みが機能しているかを点検します。
11	さまざまな情報の収集・活用	庁内外の関係者が課題や成果を客観的に共有できるよう情報を収集・活用できている	多職種連携や庁内外の関係部局・機関の連携を推進するには、取り組みの結果や課題を客観的に捉えるため、さまざまな情報（定量データだ

		<p>けでなく、事業等に関わるさまざまな関係者の意見を含む)の収集と活用が重要です。</p> <p>地域のビジョンや各施策が目指す姿の実現に向け、取り組みの成果を確認したり、解決すべき課題を確認したりするために、どのような情報が必要と考えるか、またその情報の把握にどのような課題があるかを点検します。</p>
--	--	--

## (4)自治体職員向け普及

自治体向けの早期の情報提供として、令和5年3月17日の全国課長会議動画公開に合わせて、日本総研ホームページにて「プレ・リリース版」の点検ツール本体、概要説明資料をリリース。また、プレ・リリース版の概要説明資料を用いた解説動画(YouTube)も併せて公開した。本サイトの公開については、同日付の事務連絡により、全国の市町村、都道府県にも伝達された。

自治体職員向けの概要説明資料は巻末資料に示す通りである。

図表 14 自治体職員向け「プレ・リリース版」の情報提供

The screenshot shows the Japanese Research Institute's website page for the 'Local Inclusion Support System' tool. The page is titled '地域包括ケアシステム ～効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール～'. It includes a navigation menu on the left with categories like '超高齢社会における国づくり' and '調査研究レポート'. The main content area features a section for '更新情報' (Update Information) dated 2023年3月17日, stating that the 'Pre-release version' of the tool and its explanatory materials have been released. Below this, there is a list of downloadable materials: ① 点検ツール(プレ・リリース版) (Microsoft Excel 形式マクロあり), ② 概要説明資料, and ③ 概要説明資料の解説動画. The page also includes contact information for the Japanese Research Institute and a note about the availability of the tool.

## 2. 今後の課題

本年度に実施した検討結果およびモデル自治体での試行検証（モデル事業）結果も踏まえると、今後、第9期介護保険事業計画の策定において各自治体が本ツールを活用することが期待される。

一方、2025年及びその先（2040年）を見据えて、自治体が自ら施策・事業を効果的に展開するマネジメントを高めていくうえで本点検ツールがより活用されるようにするためには、今後の検討課題として以下のようなものが考えられる。

### ①第9期介護保険事業計画での活用に向けた自治体及び都道府県での取り組みの支援

本ツールの普及に向けた取り組みに加え、本ツールの活用に係る工夫や疑義などについて、引き続き情報提供を行う必要がある。とくに、都道府県による自治体支援について、継続してフォローアップを行うことが重要である。

### ②本ツールの活用状況あるいは活用例の把握

本ツールが自治体においてどの程度活用されたか、またその活用状況や活用を通じて得られた効果等について、実態調査や好事例の収集を継続して実施する。とくに、都道府県による自治体支援について、好事例等を把握し、情報発信する必要がある。

### ③モデル事業実施地域における本ツールを活用結果の継続的な把握

モデル事業の参加地域における本ツールを活用した結果の「その後」の変化を継続的に把握し、マネジメント体制における変化について継続して把握する。

※本調査研究事業は、令和4年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金において実施したものです。

令和4年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業）

地域包括ケアシステムの構築状況の評価に関する調査研究事業  
報告書

令和5年3月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL： 080-1145-7438 FAX：03-6833-9481